

(1) コンピュータによる筆跡鑑定などの新証拠を提出 (1月15日)

2018年1月15日、弁護団は、コンピュータによる筆跡鑑定などの新証拠5点を提出しました。第3次再審請求で提出された新証拠は197点になりました。提出された新証拠は、福江潔也・東海大学教授による「脅迫状と上申書間におけるコンピュータによる筆者異同識別」など報告書2通、魚住和晃・神戸大学名誉教授による筆跡についての意見書、石川さんが5月21日に上申書を書いた際に立ち会った警察官の報告書3通(昨年証拠開示されたものを含む)です。

福江報告書2通は、それぞれ、狭山事件で犯人が届けた脅迫状と、石川さんの書いた上申書(1963年5月21日付けと同年5月23日付け)および石川さんが浦和拘置所にいたときに書いた手紙(1963年9月6日付けと同年10月26日付けのもの)を検査対象として、コンピュータによる筆者異同識別をおこなったものです。福江報告書は、結論として、脅迫状と上申書・手紙は「平均識別精度99.9%であきらかに別人により筆記されたものである」としています。

福江報告者の判定方法は、長年の研究にもとづく最新の科学的なもので、コンピュータを使って文字を読み取り、字形の情報を数値化し、文字を重ね合わせたときのズレ量を計測するものです。筆跡の相違度が客観的に数値化され比較できます。

具体的には脅迫状と上申書・手紙にくりかえし出てくる「い、た、て、と」の4文字を対象として、すべての筆跡の組み合わせについて相違度(ズレ量)を計測したところ、個人内の書きムラでは説明できない大きな相違度があることがわかったというものです。研究室の筆跡データベースにある多数の筆跡サンプルをもとに同一人か別人かを判

定する識別境界のズレ量(相違度)がわかっていますが、脅迫状と石川さんの文書の筆跡の相違度はそれを大きく上回るものであり、99.9%の識別精度で別人の書いたものと判定するのが合理的と結論づけています。

福江報告書は、警察の従来の筆跡鑑定と違って、コンピュータによって計測、判定されており非常に客観的であるという点が重要です。福江報告書によって、有罪判決の決め手の証拠となった脅迫状は石川さんが書いたものではないことが最新の科学的方法によって明らかになったといえます。

また、福江報告書は、同一人が書いた場合の書きムラ(筆跡の個人内の変動)も考慮して、脅迫状と石川さんの筆跡の相違が個人内の書きムラではありえないことを数量的に明らかにしていることも重要です。このことは「字は書くたびに違う」として筆跡の違いをごまかしたこれまでの再審を棄却した決定の誤りも明らかにしているといえます。

魚住意見書は、石川さん逮捕の根拠のひとつとされた警察の筆跡鑑定の中間回答が誤っているうえに、非常に恣意的であると指摘したものです。

警察は5月21日に石川さんの家で上申書を書かせたうえ、県警鑑識課で鑑定させ、わずか1日で同一人の筆跡という中間回答が出され、それを根拠に速掃状を請求し、5月23日に石川さんを逮捕しています。5月21日に上申書を書かせた警察官がその日に作成した報告書には「筆跡が酷似している」と犯人と決めつけた内容が記載されています。明らかに石川さんを狙い打ちし、犯人視して決めつけた捜査をおこなっていることがうかがえます。こうした石川さんを犯人と決めつけたうえで警察が「筆跡は同一」という鑑定の中間回答(正式の鑑定は6月1日付け)を急いで作らせて強引に逮捕し、自白をせまるという予断に満ちた不当な捜

査だったことが明らかです。

逮捕の根拠になった中間回答の誤りと恣意性を明らかにした魚住意見書によって、狭山事件の捜査に問題はなかったとした有罪判決の誤りが明らかになったといえます。

弁護団はすでに、証拠開示された取調べ録音テープの分析もふまえて、当時の石川さんが非識字着で脅迫状を書けなかったことを明らかにした森鑑定、魚住鑑定も提出しています。今回の福江報告書、魚住意見書とこれまでの筆跡・識字能力鑑定とあわせてみれば、石川さんが脅迫状を書いた犯人でないことは明らかです。

新証拠の学習をすすめ、より多くの人に石川さんの無実をひろげよう。

(2) 第 35 回三者協議 (1 月 22 日)

2018 年 1 月 22 日、東京高裁で第 35 回三者協議がひらかれました。東京高裁第 4 刑事部の後藤眞理子裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、横田、近藤、小林、宇都宮、青木、平岡、小島、河村、高橋、指宿の各弁護士が出席しました。昨年 12 月 22 日付けで第 4 刑事部に就任した後藤眞理子裁判長のもとではじめての三者協議でした。

証拠開示についての協議のあと、弁護団からは、1 月 15 日に提出した福江報告書、魚住意見書などの新証拠の意義について説明しました。福江報告書については、コンピュータを使って客観的に計測、判定された科学的な鑑定で、99.9%の識別精度で脅迫状と石川さん自筆の上申書、手紙と

は別人の書いたものであることが明らかになったと説明しました。検察官はこれらの新証拠について反証・反証を検討しているとしました。中山主任弁護人は、第 3 次再審請求では、多くの証拠が開示され、それらをもとに弁護団は新証拠を提出しており、筆跡などの鑑定を裁判所がじっくり検討していただきたいと強調しました。

弁護団は、三者協議後に司法記者クラブで記者会見をひらき、新証拠の意義についてマスコミにも訴えました。記者会見で石川さんは「学校に行けず、当時は読み書きができなかった私が脅迫状を書けるはずがない。その通りの鑑定が出た。一日も早く再審を認めてほしい」と訴えました。福江報告書については 1 月 16 日に NHK がニュースや東京新聞などでとりあげたほか、三者協議後にテレビ朝日、フジテレビなどのニュースで報じられました。

次回の三者協議は 5 月中旬に開かれます。5 月には狭山事件は事件発生から 55 年をむかえ、5 月 23 日に石川さん不当連綿 55 カ年を糾弾し、再審開始を求める市民集会も予定されています。3 月には全国狭山活動者会議・住民の会交流会をひらき、弁護団の報告を受けるとともに、当面の取り組みを協議する予定です。

狭山パンフや取調べ DVD、狭山事件のパネルなどを活用し、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定、識字能力鑑定、取調べ録音テープを分析した心理学鑑定など、弁護団が提出した新証拠について、学習・教宣を強化し、狭山事件 55 年をアピールする取り組みを全国各地でおすすめよう！

以上

第 36 回三者協議について(報告)

部落解放同盟中央本部

(1) 新証拠と補充書を提出 (5 月 11 日)

2018 年 5 月 11 日、弁護団は、自白に関する補充書 2 通を提出しました。

提出された補充書の 1 通は、公判での自白についてで、石川さんが 1 審の裁判中も否認せず、検察官や裁判官の尋問に対して、取調べ段階の自白内容を維持していた

のは、取調べで否認できない状況に追い込まれ自白にいたった経緯、あきらめの心境と弁護人との信頼関係が失われていたこと、警察官による金品の差し入れなどの「面倒見」という複合的な要因によるもので、公判廷の自白内容も捜査段階の自白と同じ内容で信用できないことを開示された取調べ録音テープなどをもとに明らかにしたものです。

また、もう1通の補充書は、石川さんの自白に任意性、信用性がないことを指摘したものです。証拠開示された取調べ録音テープでは、否認を続ける石川さんに対して、3人の警察官が「脅迫状を書いたたことは間違いない」「供述する義務がある」「書いた書かないを議論しているときではない」などと脅迫状を書いたという自白を強要している取調べが録音されていました。こうした取調べでなされた自白はどうてい任意になされた自白とはいえないことを指摘しています。

また、届けられた脅迫状と一緒に卦筒に入っていた被害者の身分証明書について、取調べ録音テープのやりとりで石川さんは説明できず、石川さんが被害者の身分証明書を奪って封筒に入れたという体験をした犯人でないことを示していると指摘しています。狭山事件の有罪判決(東京高裁・無期懲役判決、寺尾判決)は、石川さんが被害者の手帳を奪い、素通しのところから見える身分証明書を取り出して脅迫状を入れた封筒に身分証明書を入れて被害者の家に届けたとしています。関係者の調書、捜査報告書など新証拠4点をもとに、この認定に合理的疑いが生じていることを補充書は明らかにしています。

また、自白通り発見されたとして有罪証拠とされた腕時計についても、取調べテープで、石川さんが腕時計のことを認識しておらず、「腕時計のことはわからない」とくりかえしていることや自白内容が不自然であることを指摘し、殺害現場で奪って自宅に持ち帰り、後日道路上に捨てたという段階

の自白も公判での自白も信用性がないことを明らかにしています。

(2)第36回三議 (5月14日)

2018年5月14日、東京高裁で第36回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の後藤眞理子裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、横田、宇都宮、近藤、青木、平岡、小島、河村、山本、高橋、指宿の各弁護士が出席しました。

当面する進行について協議され、検察官はコンピュータによる筆跡鑑定について、反論、反証を検討しているとしました。また、自白の関係についても反論を検討するとしました。

弁護団は8月頃をメドにスコープ関係など準備中の新証拠を順次提出していくことを伝えました。また、提出した自白についての補充書について説明しました。

次回の三者協議は9月中旬に開かれる予定です。

5月23日には、石川さん不当逮捕55周年を糾弾し、再審開始を求める市民集会が予定されています。映画「獄友」が全国でも映画館での上映がおこなわれています。また、各地での自主上映もおこなわれています。

狭山パンフや取調べDVD、狭山事件のパネルなどを活用し、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定、識字能力鑑定、取調べ録音テープを分析した心理学鑑定など、弁護団が提出した新証拠について、学習・教宣を強化し、狭山事件55年をアピールする取り組みを全国各地ですすめよう！映画「獄友」の自主上映運動をすすめよう！

以上

全国の仲間からの声

狭山再審開始を

一人ひとりの「狭山」

松島 幸洋

被差別部落で生まれ育ったこと、自分の将来を考えはじめた頃、部落差別と向き合うことを真剣に考えざるを得ない出来事が起こった。いまも鮮明に覚えている。私が19歳、兄が1歳だった兄が結婚差別を受けた。食事でも1週間に1回、部屋にこもりっぱなし。私がドアを蹴破り飛び込んだときの光景。兄の目の玉は、皮を剥いたドウのような緑紫色で、とびけて落ちてしまっていた。私はあんなとき、3000人のメン、東京では学生時代、狭山中央集会所、親や親戚、近所の人たちと会える待ちどわしいときであり、しかも石川さんを取り戻そうと東京の集会所に朝霧払って駆けつけ、見守る仲間も

全国の仲間からの声

狭山再審開始を求めて

佐々木 英文

狭山事件の石川一雄さんが不当逮捕から55年、2006年5月23日の第3次再審請求申し立てから12年。来年1月には80歳になる石川一雄さんによる第3次再審請求が正念場を迎えるなか、再審開始を求めて闘う全国の仲間から届いた声を紹介する。

全国の仲間からの声

狭山再審開始を求めて

私と狭山一子とも会のたび歌った差別裁判でくたご

川崎 健太郎

私と狭山一子とも会のたび歌った差別裁判でくたご。狭山事件とは異なるが、くたごの石川一雄さんと同じく、差別を乗り越えてきた。狭山事件とは異なるが、くたごの石川一雄さんと同じく、差別を乗り越えてきた。狭山事件とは異なるが、くたごの石川一雄さんと同じく、差別を乗り越えてきた。

全国の仲間からの声

狭山との出会い

泉 祐子

道庁役所「おぼちゃん」たちとの出会い、「春駒」が何かなど多々聞いて聞くことができた。そうした出会いから、狭山闘争にも参加するようになった。西から東のマイクパスを一緒に「狭山現存」に集えよと歌い、丸木美術館にも運動から学び、一線女性たちと市職労運動が全国で起る、尾道でも女性だけで集会し、市役所から駅までデモ行進を

全国の仲間からの声

狭山への想い

中川 育江

狭山事件の石川一雄さんが不当逮捕から55年、2006年5月23日の第3次再審請求申し立てから12年。来年1月には80歳になる石川一雄さんによる第3次再審請求が正念場を迎えるなか、再審開始を求めて闘う全国の仲間から届いた声を紹介する。

全国の仲間からの声

狭山再審開始を求めて

小林 広子

私と狭山一子とも会のたび歌った差別裁判でくたご。狭山事件とは異なるが、くたごの石川一雄さんと同じく、差別を乗り越えてきた。狭山事件とは異なるが、くたごの石川一雄さんと同じく、差別を乗り越えてきた。狭山事件とは異なるが、くたごの石川一雄さんと同じく、差別を乗り越えてきた。

再録

「袴田決定」に見る冤罪弾圧を跳ね返し、 狭山第3次再審を勝ち切るために

佐佐木 寛治(大阪)

よもやと思ったが、6月11日、東京高裁第8刑事部(大島隆明裁判長)は、袴田事件の再審開始決定を取り消した。司法権力のおぞましさを見せつけられた気がするが、狭山や他の冤罪事件に波及することは必至で、危機感が募る。

今まさに、狭山は敗北の歴史にピリオドを打てるかどうか、55年の闘いが真価を問われる場面にある。隘路を切り拓くためには、東京高裁を揺るがす世論のうねりが必要で、その仕掛けをすべきだ。

一つは、「意見広告」だ。お金がないからやらないのは問題の立て方が間違っている。署名をしてくれた100万人を超える人たちに訴えれば、一人100円でも1億円になる。この単純計算を現実化するのが「意見広告運動」で、誰でも・どこでも参加できる。先般、別団体による意見広告が毎日新聞に掲載されたが、インパクトがあったし、「反響調査」の153人のコメントを見れば、効果があったこともわかる。やはり、全国紙にやるべきだ。

もう一つは、インターネットを駆使した情報発信の強化だ。今やこれなくして運動は成り立たないと言ってもよく、即座にやるべきだし、できるはずだ。

確定判決の有罪の根拠は、弁護団によってすでに覆され、まともな反論ができない検察を圧倒している。証拠やリストの開示は必要だが、検察官の時間稼ぎに付き合うのではなく、裁判長に鑑定人尋問を強く迫るべきだ。「下山鑑定」や「福江報告書」という武器を手にしている今こそ、畳みかける時だろう。

後藤眞理子裁判長は2020年6月23日に定年退官を迎えることから、来年の「5.23」あたりが山になるだろう。この機を逸すれば、もうチャンスは巡ってこないかもしれない。部落差別に基づく権力犯罪を暴き、石川一雄さんの冤を晴らさずして水平社100年はない。今ここで持てるもの全てを惜しみなくつぎ込むべきだ。

これだけ注目された袴田事件で暴挙をやるということは、誤判・冤罪は認めないという司法権力の意思が並ではないことを示しており、再審の扉の前に大きな壁が立ち現われたと言える。もはや既成の対応・方針は通用しない。非常事態宣言を発し、これを突き崩す新しい方針を打ち出すために「狭山人(さやまびと)」の知と力を集めるべきだ。

東京高裁が不当決定！袴田さんも石川さんも

無実！再審・無罪を！

6月11日、東京高等裁判所第8刑事部(大島隆明裁判長、菊池則明裁判官、林欣

寛裁判官)は、「袴田事件」で「再審開始の根拠となったDNA鑑定は信用できない」と



して地裁決定を取り消し・再審請求を棄却するという暴挙を行った。

裁判所が冤罪を認めることは自分の首を絞めることと同じで、そんなことはあえてしない。しかし、2014年3月、静岡地裁は再審開始決定をした。そして、東京高裁はこれをひっくり返した。司法の「面子」を守ることを優先し、冤罪の解明に蓋をする道を選択したのだ。

弁護団が、「(裁判所は)4年間、何をやって来たのか。本田鑑定に疑問・疑念があるならば、鑑定人尋問で疑問をぶつければ良かった。裁判官からはまともな質問がなかったのに、決定書の中であれこれと批判がましい評価をしている」と言うように、一方的な作文で切り捨てるのは、予断があったとしか思われぬ。

事件から52年、やっと開いたと思った再審の扉は閉じられ、4年前に48年ぶりに釈放され、いまだ拘禁症との闘いのさ中にある袴田巖さんの無実の訴えは封じられた。18日、弁護団は最高裁に特別抗告をし、新たな舞台のゴングを鳴らした。

その最高裁では、以下の再審事件も審理されている。

●「大崎事件」

2018年3月12日、第3次再審請求即時抗告審で前年6月の鹿児島地裁決定に続き、福岡高裁宮崎支部も3度目となる再審開始決定を出すも、19日に福岡高検が最高裁に特別抗告。

●「松橋事件」

2017年10月29日、福岡高裁が再審開始を認めた熊本地裁決定(2016年6月)を支持して検察側の即時抗告を棄却するも、福岡高検が12月4日に最高裁に特別抗告。

●「湖東記念病院事件」

2017年12月20日、大阪高裁が即時抗告審で再審開始決定をするも、大阪高検が12月25日に最高裁に特別抗告。

長い時間と労力を注ぎ込んだ末に再審開始決定を勝ち取っても、検察の抗告権の濫用により、再審裁判が阻まれるという事態が続いている。これは、耐え難いほど正義に反すると状況と言わざるを得ない。

夕刊 読賣新聞 2018年(平成30年) 6月11日 日曜日

〒530-8551 大阪市北区野崎町5-9 電話(06)6361-1111(代) www.yomiuri.co.jp

袴田事件 再審取り消し

DNA鑑定「深刻な疑問」

東京高裁

1986年(福岡県清水市(現・静岡市清水区))で一家4人が殺害された「袴田事件」で死刑が確定し、静岡高裁の再審開始決定を受けて釈放された袴田巖(元被告82)について、東京高裁は11日、再審開始を取り消す決定をした。大高裁判長は「地裁が再審開始の根拠としたDNA鑑定の有効性に深刻な疑問がある」として、一方、袴田元被告の別刑停止と釈放を命じた地裁の決定は取り消さなかったため、元被告が現地で拘留所に収容(この日はなし)。

「最重要証拠だった血痕のDNA鑑定を行い、半袖シャツの血痕から検出されたDNA型が元被告と一致しない」とする結果が出された。地裁は「この鑑定結果を根拠に再審開始を命じた」として、再審開始決定を取り消した。

この決定に対し、検察側は「本田教授の鑑定は独自の科学的に信用できず、科学的に信用できない」として、東京高裁に即時抗告。検察側推薦の鈴木広(大阪医科大学)による検証実験が行われ、「本田教授の鑑定方法では適正な鑑定結果が得られない」とする報告書が提出された。

死囚の再審請求が認められたのは袴田事件をめぐって6件のみ。11日に出された再審開始決定が取り消されたのは、1966年に三浦事件で起きた「張毒」をめぐって起きた袴田事件に次いで2件目。

「積放判断は継続」

そのうち半袖シャツには犯人の指紋が検出された。血痕があり、判決は、犯人と元被告の血痕型が同じ巨型だったことなどを指摘し、判決が確定すれば、元被告は再び収容されることになる。

元被告側は、最高裁決定を不服とし、最高裁に特別抗告する。元被告は地裁決定を受け、2014年3月に東京高裁から釈放されてから1年2か月後、犯人が地裁の第2次再審請求審で釈放を命じた。

「積放判断は継続」

そのうち半袖シャツには犯人の指紋が検出された。血痕があり、判決は、犯人と元被告の血痕型が同じ巨型だったことなどを指摘し、判決が確定すれば、元被告は再び収容されることになる。

元被告側は、最高裁決定を不服とし、最高裁に特別抗告する。元被告は地裁決定を受け、2014年3月に東京高裁から釈放されてから1年2か月後、犯人が地裁の第2次再審請求審で釈放を命じた。

そして、それが最高裁のお膝元である東京高裁でなされたということは、他の裁判所および裁判官に対する有形無形の圧力となって、再審へのブレーキを踏ませていくことが心配される。

6月16日に静岡で抗議集会が開催された。駅近くの静岡県労政会館には150人ほどが参加し、弁護士の話や足利事件の菅家さんなどの連帯のあいさつ、各地の支援団体のアピールがあった。そして、最後に姉の袴田ひで子さんがあいさつに立ち、こう言った。

「残念な結果でございました。落ち込んでいる人もいるでしょう。でも、皆でがんばって参りましょう。

前は周りが皆、敵に見えた。でも、今回はそうは思わなかった。それは皆さまのご支援のおかげです。巖は半分くらいわかっている、半分くらいはわかっていない」

「夕方、公園に迎えに行くと、『誰か来るか?』と聞いてくる。『誰も来てないよ、もう一段落ついたから安心しな』と言って、二人で帰ってくる。『今日は晩ご飯、何する?』などと言っている」

「私も落ち込んでなんかいられない。最高裁に向かって突き進むだけです。皆さま、よろしく願いいたします。頑張って参ります」

50年闘い続けてきて、今度こそ!との思いもあったはずだが、その気持ちを飲み込んで、爽やかともいえるような語り口で、闘いを続けると宣言した。支援者の方が逆に励まされるというスゴワザを見せつけられた。85才とは思えないみずみずしさとエネルギーの発露を感じ、「よし!」との思いで帰阪した。(ささき)

支援への感謝を述べる袴田巖さんの姉秀子さん
16日午後、静岡市葵区



無罪再審の
人への支援

袴田さん支援訴え

高裁決定受け集会

静岡

今月、東京高裁が再審袴田巖さん(82)を支援審請求を棄却決定した。する「6・11不当決定開かれた。姉の秀子さん(85)は「落ち込んでいる時間はない。これから頑張っていく」とあいつつした。会場には支援者ら約150人が訪れた。秀子さんは「巖は(高裁決定について)半分分かかって、半分分かっていないような感じ」と

抗議・報告集会(袴田巖さんの再審無罪を求め実行委員会主催)が16日、静岡市葵区で開かれた。姉の秀子さん(85)は「落ち込んでいる時間はない。これから頑張っていく」とあいつつした。会場には支援者ら約150人が訪れた。秀子さんは「巖は(高裁決定について)半分分かかって、半分分かっていないような感じ」と

話し、これまでの支援への感謝と今後一層の支援の広がり呼び掛けた。

集会では弁護団の西沢美和子弁護士が高裁決定の内容について解説した。「足利事件」で再審無罪となった菅家利和さん(71)も駆け付け、「袴田さんが勝利するまで応援する」と述べた。弁護団は18日に最高裁に特別抗告する予定。

「静岡新聞」6月17日



〈新証言〉

神を捨て、神になった男 確定死刑囚・袴田巖 特別篇
——「私、本当は袴田さんを見ていないんです」
青柳雄介(ジャーナリスト)

情報公開

第4刑事部係属は61件 (2017年12月8日現在)

東京高等裁判所第4刑事部係属事件一覧表(平成29年12月8日現在)

No.	受理年月日	事件番号	被告人名	事件名
1	平成4年5月7日	平成4(ウ)547	*****	詐欺
2	平成29年1月27日	平成29(ウ)188	*****	麻薬及び向精神薬取締法違反
3	平成29年3月2日	平成29(ウ)375	*****	逮捕監禁、強盗殺人
4	平成29年7月28日	平成29(ウ)1327	*****	強盗致傷
5	平成29年8月3日	平成29(ウ)1366	*****	殺人未遂、道路交通法違反
6	平成29年8月5日	平成29(ウ)1385	*****	出入国管理及び難民認定法違反
7	平成29年8月29日	平成29(ウ)1504	*****	窃盗
8	平成29年9月11日	平成29(ウ)1579	*****	窃盗
9	平成29年9月11日	平成29(ウ)1580	*****	覚せい剤取締法違反
10	平成29年9月20日	平成29(ウ)1619	*****	出入国管理及び難民認定法違反
11	平成29年9月22日	平成29(ウ)1629	*****	窃盗、詐欺
12	平成29年9月30日	平成29(ウ)1663	*****	強制わいせつ
13	平成29年10月4日	平成29(ウ)1676	*****	傷害
14	平成29年10月5日	平成29(ウ)1683	*****	覚せい剤取締法違反
15	平成29年10月5日	平成29(ウ)1689	*****	道路交通法違反
16	平成29年10月10日	平成29(ウ)1707	*****	覚せい剤取締法違反
17	平成29年10月12日	平成29(ウ)1727	*****	覚せい剤取締法違反、関税法違反
18	平成29年10月12日	平成29(ウ)1730	*****	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反
19	平成29年10月13日	平成29(ウ)1735	*****	道路交通法違反
20	平成29年10月17日	平成29(ウ)1750	*****	道路交通法違反
21	平成29年10月19日	平成29(ウ)1763	*****	強盗未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反
22	平成29年10月20日	平成29(ウ)1775	*****	私電磁的記録不正作出・同供用補助、偽造有印公文書行使補助、電子計算機使用詐欺補助、覚せい剤取締法違反、有印私文書偽造・同行使、詐欺、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反
23	平成29年10月24日	平成29(ウ)1797	*****	詐欺、有印私文書偽造・同行使、電磁的公正証書原本不実記録・同供用
24	平成29年10月25日	平成29(ウ)1809	*****	恐喝未遂
25	平成29年10月26日	平成29(ウ)1822	*****	窃盗
26	平成29年10月27日	平成29(ウ)1833	*****	電磁的公正証書原本不実記録・同供用
27	平成29年11月1日	平成29(ウ)1846	*****	詐欺
28	平成29年11月2日	平成29(ウ)1856	*****	詐欺
29	平成29年11月3日	平成29(ウ)1866	*****	建造物侵入(変更後の新因 建造物侵入、強制わいせつ致傷)

No.	受理年月日	事件番号	被告人名	事件名
30	平成29年11月3日	平成29(ウ)1871	*****	窃盗
31	平成29年11月7日	平成29(ウ)1878	*****	不正作出支払用カード電磁的記録供用、窃盗、覚せい剤取締法違反
32	平成29年11月8日	平成29(ウ)1886	*****	詐欺未遂
33	平成29年11月13日	平成29(ウ)1906	*****	住居侵入、強盗
34	平成29年11月15日	平成29(ウ)1923	*****	不正作出支払用カード電磁的記録供用、窃盗
35	平成29年11月18日	平成29(ウ)1955	*****	覚せい剤取締法違反
36	平成29年11月20日	平成29(ウ)1957	*****	覚せい剤取締法違反、恐喝、恐喝未遂(認定罪名 覚せい剤取締法違反、恐喝)
37	平成29年11月21日	平成29(ウ)1970	*****	窃盗
38	平成29年11月22日	平成29(ウ)1982	*****	窃盗、有印私文書偽造、同行使、覚せい剤取締法違反
39	平成29年11月24日	平成29(ウ)2001	*****	窃盗
40	平成29年11月29日	平成29(ウ)2017	*****	覚せい剤取締法違反
41	平成29年11月30日	平成29(ウ)2030	*****	覚せい剤取締法違反、覚せい剤取締法違反(変更後の新因 覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反)、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反
42	平成29年12月1日	平成29(ウ)2040	*****	窃盗
43	平成29年12月1日	平成29(ウ)2041	*****	住居侵入、窃盗
44	平成29年12月5日	平成29(ウ)2056	*****	覚せい剤取締法違反
45	平成29年12月8日	平成29(ウ)2074	*****	覚せい剤取締法違反
46	平成23年4月6日	平成23(ク)1155	*****	*****
47	平成23年4月8日	平成23(ク)161	*****	*****
48	平成26年3月5日	平成26(ク)98	*****	*****
49	平成27年2月5日	平成27(ク)60	*****	*****
50	平成27年12月10日	平成27(ク)640	*****	*****
51	平成29年3月14日	平成29(ク)110	*****	*****
52	平成29年4月5日	平成29(ク)159	*****	*****
53	平成29年6月3日	平成29(ク)252	*****	*****
54	平成29年10月6日	平成29(ク)485	*****	*****
55	平成29年12月4日	平成29(ク)603	*****	*****
56	平成29年11月17日	平成29(医保)42	*****	*****
57	平成29年7月4日	平成29(保)44	*****	訴訟費用免除申立て事件
58	平成18年5月23日	平成18(保)34	*****	再審請求事件
59	平成23年11月10日	平成23(保)36	*****	再審請求事件
60	平成29年1月20日	平成29(保)32	*****	再審請求事件
61	平成29年10月31日	平成29(保)10	*****	再審請求事件

どれくらいの事件を担当しているのか、情報公開請求をした。全部で61件。再審事件が4件ある。58が狭山、59が三鷹だが、あとの2件は??で、その「三鷹事件」の高裁決定が出されるという。

58	平成18年5月23日	平成18(保)34	*****	再審請求事件
59	平成23年11月10日	平成23(保)36	*****	再審請求事件
60	平成29年1月20日	平成29(保)32	*****	再審請求事件
61	平成29年10月31日	平成29(保)10	*****	再審請求事件

「三鷹事件」第2次再審、東京高裁決定へ!

2011年11月10日、竹内景助さんの死後44年を経て、遺族・弁護団が無念を晴らすべく再審を申し立てた、「三鷹事件」の第2次再審請求審が大詰めを迎えている。

5月28日の第22回三者協議での後藤眞理子裁判長の判断を受けて、弁護団は、9月末までに最終意見書を出すことを決めたからだ。弁護団が求めた証人調べについて、後藤裁判長は必要ないとしたが、弁

護団は悲観的にはとらえず、「勝算あり！」と読んでいたようだ。

狭山は三鷹に先立つこと5年、すでに12年を経過している。その意味では、いつこうした事態になってもおかしくはなく、“その

時”は早く訪れるかもしれない。その意味でも注目せざるを得ないし、「三鷹」の再審開始決定をかちとることがとても大事になる。ぜひとも支援をしたい。

裁判支援カンパをお願いします！

竹内景助さんは無実だ！三鷹事件再審を支援する会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目11番9号 報友ビル 303号

東京クローバー法律事務所 TEL03-5379-6560/FAX03-5379-6552

三鷹事件

<http://www.maroon.dti.ne.jp/mita>

竹内景助さんは無実だ！
—三鷹事件再審を支援する会

ホーム

過去のお知らせ

事件の概要と経過

再審請求書等、裁判所提出資料

入会のご案内

書籍・資料紹介

お問い合わせ

★再審請求人（竹内景助さんご遺族）からのお礼とお願い [クリック](#)
(2011年11月10日)

2018年7月15日

三鷹事件再審可否、 東京高裁が間もなく決定へ！ 裁判支援カンパをお願いします！

1949年の謎の列車暴走転覆事件「三鷹事件」の裁判は、竹内景助氏を単独犯として死刑を宣告、竹内氏は無実を訴えながら獄中死しました。その無念を晴らすべく、2011年11月に、遺族・弁護団が再審を申し立て、すでに7年近くが経過し、20回以上の進行協議（三者協議）が重ねられてきました。

6月28日、再審弁護団は「再審を支援する会」事務局に対し、進行協議の経過を報告。東京高裁が再審の可否決定を間もなく下すことを明らかにし、いっそうの支援を訴えました。以下、弁護団の報告を概略します。



故・竹内景助さん

情報公開

●東京高検への要請行動

開示された文書を元に「一覧表」を作成しました(12ページ)。2年10カ月で57件で、要請者として記載されているのは9団体。

一番多いのは「部落解放同盟全国連合会」の11件、ついで「部落解放同盟中央本部」の6件、以下、「キリスト教連帯会議」の

3件、「宗教教団連帯会議」の3件などとなっています。そして、「非開示」となった26件のうちの19件は「高裁前アピール行動」の関係です。

やはり、直接出向いて、対面して、伝える

東京高検への要請行動一覧(2015年1月19日～2017年10月31日)					
NO	年	月日	要請者	人数	備考
1	2015	1. 19	非開示		
2		1. 26	部落解放同盟全国連合会青年部	15	
3		3. 5	非開示		東京高裁前アピール
4		3. 16	狭山再審を求める市民の会・こうべ	4	
5		3. 17	部落問題に取り組むキリスト教連帯会議	9	
6		3. 19	非開示		東京高裁前アピール
7		4. 16	非開示		東京高裁前アピール
8		4. 28	非開示		東京高裁前アピール
9		5. 1	部落解放同盟全国連合会	20	
10		5. 14	非開示		東京高裁前アピール
11		5. 21	部落解放同盟中央本部	23	
12		6. 25	非開示		東京高裁前アピール
13		7. 7	非開示		東京高裁前アピール
14		7. 16	非開示		
15		7. 23	部落解放同盟全国連合会	18	
16		7. 23	非開示		東京高裁前アピール
17		8. 27	非開示		東京高裁前アピール
18		9. 3	非開示		東京高裁前アピール
19		9. 10	部落解放同盟全国連合会	12	
20		9. 10	非開示		
21		9. 18	部落解放中央共闘会議	10	
22		10. 1	非開示		東京高裁前アピール
23		10. 7	非開示		
24		10. 26	部落解放同盟全国連合会	18	
25		10. 28	「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議	11	
26		10. 30	部落解放同盟中央本部	27	
27		10. 30	ストーン・リバー		
28		11. 19	非開示		
29		11. 27	非開示		
30		11. 27	非開示		
31		12. 3	非開示		東京高裁前アピール
32		12. 11	非開示		東京高裁前アピール
33		12. 11	狭山事件と人権を考える茨城の会	8	
34		12. 17	非開示		東京高裁前アピール
35		12. 21	部落解放同盟全国連合会	14	
36	2016	1. 29	非開示		東京高裁前アピール
37		2. 19	非開示		東京高裁前アピール
38		2. 26	非開示		東京高裁前アピール
39		3. 8	部落問題に取り組むキリスト教連帯会議	15	
40		3. 28	部落解放同盟全国連合会	10	
41		4. 5	ストーン・リバー		
42		4. 26	非開示	4	東京高裁前アピール
43		5. 24	部落解放同盟中央本部	22	
44		7. 14	非開示		東京高裁前アピール
45		7. 25	部落解放同盟全国連合会	16	
46		9. 29	部落解放同盟中央本部・部落解放中央共闘会議	11	
47		10. 26	「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議	11	
48		10. 28	部落解放同盟中央本部	20	
49		10. 31	部落解放同盟全国連合会	25	
50		12. 7	狭山事件と人権を考える茨城の会	11	
51		2017	1. 31	部落解放同盟全国連合会	7
52	2. 28		部落問題に取り組むキリスト教連帯会議	12	
53	5. 23		部落解放同盟中央本部	19	
54	7. 10		部落解放同盟全国連合会	15	
55	10. 27		「同和問題」にとりくむ宗教教団連帯会議	14	
56	10. 30		部落解放同盟全国連合会	18	
57	10. 31		部落解放同盟中央本部	29	0

冤罪 狭山事件

石川一雄さん・早智子さんの近況等は、早智子さんのHP「冤罪 狭山事件」に掲載されています。二つピックアップします。

<http://www.sayama-jiken.com/>

(1)2018年7月25日、福岡県から学校の先生方が中心に現調

石川は「今日も猛暑の中を遠くから現調に来て下さって申し訳ない。私が24歳にもなって如何なる事情があったとしても、『自白』してしまったことが、今も皆さんにこのようにご迷惑をおかけしている。

取り調べられている時、いくら私が『犯人では無い、脅迫状は私は書けなかった』と言っても、取調官は『いいや、お前が脅迫状を書いたことは間違いのない事実なんだ。早く白状しろ』と朝から、深夜まで攻め続けられた。最後には兄が犯人と思われ、また、『10年で出してやる、これは男と男の約束だ』との言葉に、結局権力に迎合してしまった自分の無学や、弱さがこの様な結果を招いた。刑務所の中で文字を取り戻し、多くの事を学んでいく中で、義務教育とは言わない、せめて小学校5~6年生位の学力があれば、このように騙されていなかったかもしれないと、一時は学校に行かせてもらえなかったことで両親をうらんだこともあった。

冤罪は冤罪被害者を生むだけではなく、



真犯人を取り逃がす、また、えん罪被害者の家族をも巻き込み苦しみが続く。被害者の家族も苦しみが続くだろう。冤罪が二度とあってはならない。

私は犯行時刻とされていた時、両親や、家族と食事をしたり、テレビを見ていた。だから両親が一番無実を知っている、しかし、肉親の証言は取り上げられなかった。多くの人に狭山事件に関心を持ってもらい、裁判所に裁判を開くようにという行動を起こしてほしい。

皆さんが石川さんは無実だ、無罪だと信じて下さっていても、法廷の場で『石川無罪』の宣告がない限り、私の冤罪は晴れない。今、弁護団から石川無実を明らかにする科学的な鑑定が出されている。この鑑定人尋問、事実調べをすることで、真実が明らかになる。大きな風を吹かせて頂きたい。

裁判が開かれれば、私の無実が明らかになる。」と訴えた。

いつも私が思う事だが、石川をウソの

「自白」に追い込んだ取調官、警察権力、そして事件発生から55年経った今もなお、狭山事件の証拠を隠し続ける司法・国家権力こそ糾弾されなければならない。

(2)2018年8月5日、狭山事件の再審を求める兵庫県民のつどい

部落解放同盟兵庫県連・坂本三郎委員長の挨拶の後、石川が支援の話をした。その後「証言」上映、金監督の挨拶、中央本部の安田さんから、3月に狭山弁護団が自白に関する2通の補充書と、7月にスコープに関する新証拠を提出したと報告があった。

スコープについては1963年5月11日、死体発見現場から約125メートル程離れた奥の山で見つかった。そのスコープが死体を埋めるにスコープと警察は決めつけた。そして、そのスコープが、被差別部落の人の経営する農産物のものとされ、当時、唯一犯人が隠したものが発見されたという事もあり、その後警察は3月11日からの被差別部落の青年たちのアリバイ調べや、書いた物を集めたという、多くのものなど、当時教育を十分に受けたはず、地字が書けなかった石川一雄は書いた物がなく、3月21日に上申書を書かせている。その後3月23日石川を別件逮捕したため、そのスコープを鑑定、スコープに付着していた土が死体発見現場の土と一致しないという、首無し無実を明らかにする鑑定だ。

6月には袴田事件の再審開始取り消し、8月3日には今市事件での無期懲役の判断が出され、東京高裁での不当判決が相次いだ中での集会だったが、厳しい状況を跳ね返す。鑑定人尋問や再審開始をさせるのは私たちの闘いであり、決意新たに闘いを進めていこうと、参加者の決意を込めた団結ガソリンボウや、狭山差別裁判打ち消すを全員が力強く、歌声で響かす。

その後、JR元町駅前での情宣行動、灼熱の太陽が照りつける中、マイク情宣、狭山うちわの配布など、暑さに負けない闘いを繰り広げた。

集会、情宣行動に、遊園地のよっちゃんや、大阪からも多くの人が参加して下さった。狭山再審を求める市民の会「つづみ」の皆さんから、JR元町駅前前で座り込み情宣行動の中で、100名の署名を下さった。お連れ合いの皆さんで作って下さったプラシットを頂いた。焼酎の瓶詰めまで食べ下されとおにぎりを持って来て下さったNさん、とてもおもしろかった。いつも思う事だが、狭山を支援して下さる皆さんの温かさには元気を頂いているのだと思う。

100名目の会
大阪のBさんから「東京高裁、後藤裁判長に明日(5日)で100名のファンレター(要領ハガキ)です。」とのメールが。メールが、「10月16日、三重に来て頂きたい。狭山事件を多くの人に知って貰いたい」と書かれてあった。さまざまな一人ひとりの闘いや、組織の闘い、狭山を動かす。

今日8月6日は73年前、広島に原爆が投下された日。8月9日は最高裁判所で狭山事件の上告が棄却された日(1977年)であり、73年前、長崎に原爆が投下された日。戦争も、差別も、えん罪も……二度とこのようなこと起こさせないためにも、一人ひとりが声をあげることが社会を変えていく力だと思ふ。

2018年8月5日、兵庫県私学会館で、部落解放同盟兵庫県連、部落解放兵庫県民共闘会議の主催で上記集会が開かれた。酷暑の中多くの人々が来て下さった。

6月には袴田事件の再審開始取り消し、8月3日には今市事件での無期懲役の判断が出され、東京高裁での不当判決が相次いだ中での集会だったが、厳しい状況を跳



わがじんせい さだめ おも ほん ゆめ
吾人生運命は誇り誇り
えんざい は じゆうほんほう
冤罪晴らして自由奔放

ね返し、鑑定人尋問や再審開始をさせるのは私たちの闘いであり、決意新たに闘いを進めていこうと、参加者の決意を込めた。その後、JR元町駅前での情宣行動、灼熱の太陽が照りつける中、マイク情宣、狭山うちわの配布など、暑さに負けない闘いを繰り広げた。(写真:金聖雄さんのFBより)

今日8月6日は73年前、広島に原爆が投下された日。8月9日は最高裁判所で狭山事件の上告が棄却された日(1977年)であり、73年前、長崎に原爆が投下された日。戦争も、差別も、えん罪も……二度とこのようなこと起こさせないためにも、一人ひとりが声をあげることが社会を変えていく力だと思ふ。

5.22 「市民アピール・デモ」 いん・とよなか

55 回目の「5.23」を前に、今年もデモを行った。暑くも寒くもない天気、暮れるにはまだ早い豊中のメインストリートにシュプレヒコールがこだました。

60 人ほどの参加者の思いは様々だが、5 月と10月のデモには必ず顔を出す人であれば、10 年以上のブランクがありながら参

加してくれた人もあるなど、結びつきの強さを改めて知った。そう、それほどに長い間、闘い続けているのだ。

そして、きっとそれが報われると皆が確信をしているのだ。勝利への道を突き進もう！



えん罪 狭山事件

<https://sayama-jiken.jimdo.com/>

「部落解放同盟大阪府連合会／部落解放大阪府民共闘会議」の HP より転載させていただきました。

第3次再審で終結を



狭山事件の再審を求める市民集会「不当逮捕 55 年！ 今度こそ事実調べ・再審開始を」が 5 月 23 日に東京の日比谷野外音楽堂でひらかれ雨の中、全国各地から約 2500 人が参加しました。

石川一雄さんはあいさつで「第 3 次再審請求で 3 次で終結するには皆さんの支援が必要不可欠。事件から 55 年。司法は必ず真相究明してくれるという思いで闘ってきたがまだまだ道のりは遠い。

なんとしてもこの第 3 次再審請求以外にないと自分自身に言い聞かせながら連日のように全国各地をまわっている。三次で終結させるためさらなる協力をお願いしたい」と支援をよびかけました。



●イベントにはシンガーソングライターの小室等さんらによる獄友イノセンスバンドが曲を披露していただきました。

開示された証拠をもとに弁護団は 202 点の新証拠を提出しています。新たな新証拠について弁護団が報告しましたので紹介します。

石川さんが逮捕されたあと、2 度の家宅捜索で発見されず 3 度目の家宅捜索で被害者のものとされる万年筆が発見された。

被害者が事件当日まで使っていた万年筆のインクの色は「ジェットブルー」なのに石川さん宅で発見された万年筆のインクの色は「ブルーブラック」。事件当日に被害者が郵便局に立ち寄ったときにインクを補充したなどと推測されてきた。



被害者が使っていたインク瓶が証拠開示され、当時のインクを取り寄せ鑑定した結果、石川さんの「自白」にもとづいて石川さん宅から発見された「万年筆」には被害者が事件当日まで使っていたインクがまったく検出されないことがわかりました。

弁護団は、提出した下山鑑定のほかに第二の下山鑑定を提出する予定。インクの成分の分析から、石川さん宅から発見された万年筆には、被害者の使っていた万年筆のインクが入っていなかったことが明らかになっていることなどを報告しました。

最後に、「寺尾判決で有罪とされた証拠はことごとく崩壊しており、事実調べ、再審開始の道をひらいていきたい」などとのべました。

えん罪被害者の方々から連帯のうったえがあり、6 月 11 日 13 時半から東京高裁で再審かどうかの決定が下される袴田事件の袴田巖さんの姉、ひでこさんがアピール。

巖さんの近況を報告するとともに、弁護団や市民への寄せ書きを求められたときに巖さんが「幸せの花」と書いたことなどを紹介（次ページの写真）。秀子さんは「巖さんが書く文字には）幸せなんて言葉はいままで出てこなかった。今が幸せだと感じているのではないか。いつまでも幸せに永遠に暮らしていけるように願っている」などとのべました。



<映画「獄友」主題歌>

真実・事実・現実 あることないこと /
 獄友イノセンス オールスターズ CD 2
 枚組絶賛発売中! ¥ 2,160(税込み)

* 獄友イノセンス オールスターズ

アン・サリー (vo) / 李政美 (vo) / 伊藤多喜雄 (vo) / うじきつよし (vo, e.gt) / 及川恒平 (vo) / 大熊ワタル (vo, cl) / こぐれみわぞう (vo, ching-dong perc) / 河野“菌ちゃん”俊二 (vo, djembe) / 金聖雄 (vo) / 小室等 (vo, a.gt) / こむろゆい (vo) / 坂田明 (vo, a.sax) / 沢知恵 (vo) / 白崎映美 (vo) / 谷川賢作 (vo, pf) / パギやん[趙博](vo) / HaLo (vo) / トリ音 (theremin) / 中川五郎 (vo) / 中川敬 (vo) / 橋本学 (drums) / POE[朴保](vo) / *はなおと* (vo) / 牧原正洋 (trp, f.hr) / 吉野弘志 (cb) / 良元優作 (vo) / 四角佳子 (vo)

●お申込みは、info@gokutomo-movie.com

「獄友」を観る

冤罪の傷跡の深さを知る

「獄友」とは、いわゆる「獄中の友達」のこと。しかし、それはすべて冤罪なのだ。狭山事件の石川一雄さん、足利事件の菅谷利和さん、布川事件の桜井昌司さん、杉山卓男さん、そして袴田事件の袴田巖さん。石川さんと袴田さん以外は無罪が確定している。

袴田さんは長年の拘禁による、拘禁症状があらわれていた。独房のなかで耐えて耐えて耐えるために、自分の中に自分の世界を作りその中で生きている袴田さん。一般的な会話がなかなか難しい姿を見ると胸が痛む思いと、袴田さんをそこまで陥れた権力を持つ人間に無性に腹が立った。

1年、いや1日でも許せないのに、それが48年とか44年とか18年とか。言葉を失うとはまさにこのこと。

石川さんは仮出獄とはいえ、いまだに無実となっていない。桜井さんは、「刑務所に入れたおかげで、今の自分があるし、とても感謝している」とすごく前向きなことを言ってらっしゃったが、きっと、そういう風に考えて、そこを落としどころにしないと刑務所のなかで過ごせなかったのだろう。窓から飛び降りたくなる衝動を抑えきれないときがあるみたいだと、お連れ合いが語っていた。

菅家さんは、自白を強要され、やってもいないのに事件現場に連れていかれ、現場検証に立ち会った屈辱は今も忘れられず、今でも事件があった赤い橋に目をむけることはできないという。もともと気の弱い優しい男性だった菅家さんが取調室でどれほどの苦痛を味わったのか言葉少なげに語ってくれた姿になんとも言えない気持ちになった。



獄中 29 年「布川事件」桜井昌司
1967 年から 29 年間の獄中生活の後、仮釈放。2009 年再審開始。2011 年無罪確定。



獄中 29 年「布川事件」杉山卓男
1967 年から 29 年間の獄中生活の後、仮釈放。2009 年再審開始。2011 年無罪確定。2015 年病死。



獄中 17 年6ヶ月「足利事件」菅家利和
1990 年から 17 年 6 ヶ月獄中生活。2009 年、DNA の再鑑定で無実が証明され釈放。2010 年、再審で無罪が確定。



獄中 31 年7ヶ月「狭山事件」石川一雄
1963 年に逮捕。一審死刑、1977 年、無期懲役確定。1994 年に仮釈放。獄中生活は 31 年7ヶ月。現在第三次再審請求中。



獄中 48 年「袴田事件」袴田巖
1966 年に逮捕。1980 年、死刑確定。2014 年、再審決定で 48 年ぶりに釈放。2018 年、東京高裁が再審取り消し、最高裁に特別抗告中。今も死刑囚のままである。

それぞれが、それぞれの魅力を持っていて、全く違う人間のタイプで(当たり前だけでも)全員がすごく素敵な方たちだった。

監督の金聖雄さんもHPに書かれていたが、本当に「なぜ？」の一言につきる。なぜ冤罪が生まれるのか？なぜ何の罪も犯していない人たちがこれほどまでに自分の自由や人生を奪われるのか？「自由」を得て

もいまだに精神世界の呪縛から解き放たれずにいるのはなぜなのか？

石川さんの無罪を一刻も早く勝ち取らなければいけないし、冤罪そのものをなくす司法のシステムを構築すべきだ。

【森山 輝子】

獄友が拓くヒューマンな世界

無罪判決から4年あまりで亡くなった「布川事件」の杉山さんも出てくるが、ヌーボーとしたさまが懐かしい。桜井さんは、冤罪者支援のために精力的に各地を巡る一方で、念願の「歌手」としても活躍をしている。友だちもなく、ずっと一人でいた「足利事件」の菅家さんは、見違えるほどの饒舌家にな

り、得意のカラオケでも人をうならせる。

未だ別世界を持たざるを得ない袴田さんは、「走る」ことを始め、噛み合わないところはあるが、他者との交流も成り立ち、将棋では無類の強さを発揮する。独り、再審開始決定もまだ出ていない石川一雄さんは、獄友たちのそれを目の当たりにし、複雑な表情を見せる。とても切ない場面だ。しかし、彼らとの友情に包まれ、ひと時の癒しの時間を過ごす。柔らかい表情がいい。



肩ひじ張らず、気楽に楽しめるいい作品だ。「主役」の五人の個性が絡み合い何とも言えない雰囲気醸し出している。「冤罪」と聞けば、「怒り」「哀しみ」「闘い」といったフレーズが思い浮かぶが、それらをふわりと超え、涙ではなく、思わず笑いがこぼれる明るい世界があった。

彼らをとらえるカメラのレンズが温かいのだろう。そして、それは金監督のまなざしでもある。よけいな力が抜け、いわば「自然体」で五人を見る位置にあることがわかる。映画を観る者の視線もそれと重なり、同化していくような気分になる。

「事件」と「冤罪」とがあって、五人五様の世界がある。「事件」と「冤罪」とがなければ、五人の今の世界は違ったものになっていた。失ったもの、取り戻すことができないものもたくさんあるが、得たものもあると彼らは言う。そして、それらは秤にかけることはできないものなのだ。

しかし、「冤罪」はあってはならない。なくすべきものであることは間違いない。人生の途上で巡り合い、「獄友」という不思議な絆でつながる彼らが待ち望んでいるのは、袴田巖さんと石川一雄さんの再審無罪であり、その先に広がる冤罪のない世界だ。

【ささき かんじ】

胸つまる想い

4月7日、十三の映画館で、「やっけないのに、殺人犯にされ、人生のほとんどを獄中で過ごし」石川さん、袴田さん、桜井さん、杉山さん、管家さんたちの交流を描いた「獄友」というドキュメンタリー映画を観ました。

それぞれに一時、同時期に東京拘置所や千葉刑務所で殺人犯の受刑者として過ごしていました。だから、無実を訴え、再審をもとめる石川さんの想いや、お互い、冤罪被害者として無実の確信と共感がありました。特に胸がつまる想いだったのが袴田さんの姿でした。半世紀にわたる獄中生活は常に死刑の恐怖に怯えながらの日々。再審開始決定が出て出所した袴田さんは、現実とはかけ離れた自己に閉じこもる精神世界の姿でした。冤罪はその人格や精神までも変えてしまうのです。

出所後、何ヶ月も自宅から外に出られない。その袴田さんを元気づけようと、桜井さんや石川さんをはじめ4人が誕生祝いなどで交流している場面は、無念を



狭山市民集会で(2014年5月23日)
共有したもののどうしの優しさと暖かさが伝わってきました。袴田さんは現在もその後遺症とたたかい続け、少しずつ回復しています。

ただ、高齢となった石川さんと袴田さんも、無罪が確定したわけではありません。石川さんは未だに、早智子さんとともに裁判所前や集会で再審・無実を訴え続けています。この現実、証拠の捏造までして無実の人を殺人犯にしてしまう警察・検察への怒りを禁じ得ません。同時に、殺人犯として長期間獄中でした冤罪被害者の、無念を力に変えた優しさ・強さに触れた思いでした。

見終わって、つくづく「一刻も早く石川さんの再審・無罪を実現させないと」という思いがこみあげてきました。

【島田 勝彦】


5 12 版 ▲ 2017年(平成29年)8月18日(金) 第1頁 白 読者 44頁

【全面広告】

意見広告

良心は無実の人間のいのちを守る唯一の声である。
暗く苦しい夜が長ければ長いほど、ひときわ声高く響く良心の声よ。
暗澹と悲痛と憤怒の錯綜した獄中14年余有余、私を支えたのはその声だ。
鶏よ、鳴け、私の闇夜は明るくなった。
鶏よ、早く鳴け、夜がゆっくり明け始めている。

(袴田巖 1981年5月6日 青森県より)



30才で逮捕された巖さんは今81才
結秀子さんは84才

もう待てない 袴田事件 一刻も早い 再審開始を求めます

その1

三匹目の泥鰻が再審開始なら、自己満足の極致！一匹目は証拠開示勧告、二匹目は証拠リスト開示。科学的を自認する？後藤真理子裁判長、もはや、再審開始で事実・鑑定人審理しかないでしょ。

4月、「次の三者協議で動きがあるかも…」と小耳にはさむ。乗り遅れては…と、ゴールデンウィーク前から、後藤真理子裁判長へのはがきをはじめ。

2009年12月、門野裁判長へのはがきは170通くらいで、「開示勧告」をひきだし、2015年1月、河合裁判長からは、日をおかず、「証拠リスト」をひきだし、三度目をねら

ったのですが、喰いつくことなく、連休明け36回目の三者協議は継続で9月中旬に。

彼女は、三鷹事件もあり、狭山は12月？再審開始の感触が必要です。2019年「改元」、G20、2020年、五輪の前に、ぜひとも再審開始です！で、やめれなくなりました。要請はがきで一番の心配は、私の字が読めるか？です。キャッチコピーは『心にと

どけ 狭山再審』です。

1999年3月23日、弁護団と東京高検の開示折衝で、曾田検事(当時)が「手持ち証拠を証拠リストと照合して整理した。積み上げると2~3メートルある」と回答してから「勧告」まで10年。それから「開示せず」が罷り通り、勧告の度、小出し、小出しで、非開示証拠が高検にはまだまだあるし、所管警察署保管のは入っていないし…。

2018年4月28日・No1

さてさて、世間はG・Wのはじまりとざわついてますが、79歳、石川一雄さんの心はドキドキです。「4回目の成人式には無実を晴らしたい…」と、中旬に予定されている36回目の三者協議を注視しています。後藤裁判長の訴訟指揮がどちらをむいているのか？です。

裁判所前でのアピール行動を目にし、耳にされていることと思いますが、(模型の)カモイに目をやられたことはあるでしょうか？私は70年頃の現地調査で、当時のカモイを見えています。その時は、178cmありましたのでユウユウ「万年筆は」見えました。原判決のいう、「見えやすいところだから…つい見逃すこともある…」というのが「判決文」として通ることに、司法への信頼はなくなりました。私のG・Wはハガキをつづけることにします。

2018年6月12日・No46(6月11日・袴田事件、再審みとめず)

やってくれはりましたなあ～！大島隆明裁判長！再審認めず！2014年3月の、静岡地裁の決定をくつがえす。なら、この4年、再審を開き、公開でやればいいことで、4年、こそそやることはありません。それよりも、取り調べの可視化、全証拠の開示…があれば52年もかかることはなかったのです。

狭山もそうですが、捜査の作為が見え見えで、警察権力の恐ろしさが続いています。取り調べで「自白」を強要され、それに沿って証拠を作り上げる…手段。後藤さんで「断罪」してほしいものです。最高裁は真面目にやるのでしょうか？

2018年7月5日・No69

内藤正之裁判長「危険性は社会通念上無視しうる程度」と。名古屋高裁金沢支部での、大飯原発差し止め訴訟で「差し止め取り消し」。内藤さんアホですか。「判決文」と言えるシロモノではないでしょ。福島原発、万が一ではなく、裁判で、指摘されていたにもかかわらず、東電が無視したための事故であったではありませんか。

18日の大阪の地震もそうです。日本および世界のどこでも「万が一」はおこりえるのです。それを想定することなく、全くの責任転嫁です。

「福島事故の深刻な被害の現状などに照らし、原発を廃止・禁止することは大いに可能であるが、その当否の判断は司法の役割を超える。国民世論として議論され、政治的判断に委ねられるべきだ」に至っては、ヒラメ裁判官の典型ですね。政治的判断？なら司法はいらない！（別稿あり）。

2018年8月10日・No105

1977年	8月30日	第1次再審請求(東京高裁)
1980年	2月5日	棄却(四ツ谷巖)
1986年	8月21日	第2次再審請求(高裁第4刑事部)
1999年	7月8日	棄却(高木俊夫)
2006年	5月23日	第3次再審請求(高裁第4刑事部)
2009年	5月23日	門野博裁判長
	6月25日	三者協議開催通告

9月10日 第1回三者協議。高
検に証拠開示の意
見求める。

12月16日 第2回三者協議。高
検に8項目の証拠
開示勧告。

2010年 2月 岡田雄一裁判長に

2011年 5月10日 小川正持裁判長に

2013年 3月 5日 河合健司裁判長に

2015年 6月29日 植村稔裁判長に

2017年12月22日 後藤眞理子裁判長
に

10年で6人の裁判長。36回の三者協議。
もっとテキパキとやれませんか！人間の命
がかかっているのです！！

2018年8月8日・No103

(栃木県)「今市事件」で、東京高裁・藤井
敏明裁判長は、一審判決(宇都宮地裁)を
「(録音・録画に頼りすぎると)主観により左

右される、印象に基づく判断になる可能性
が否定できない」と「違法」としたものの、同
時に「被告」の車の走行距離や、捜査中に
母親に送った手紙の内容などを踏まえて
「被告が殺害犯であることは合理的な疑い
を差し挟む余地なく認められる」と。

状況判断からの判決にすぎない、ことを
裁判官もわかっているのにゴリ押ししているの
が明白です。ぜんぜん合理的な判決では
ありません。殺害現場も特定されない、「栃
木県内、茨城県内、または、それらの周辺
…」で「走行距離」とはよく言えたものです。

小学校で学んだ、立法、行政、司法の三
権分立の正三角形は、今や、「選挙で信を
得た」と豪語する「安倍内閣府」に覆われ、
「分立」などありません。第三次再審、厳し
い状況下ですが、酷暑、大雨、台風、地震
…を耐え、全国行脚、現調受け入れなど、
日々闘い続けているふたりに応えなければ
なりません。

(2018年8月24日現在、No119)

●要請先

〒100-8933 東京都千代田区霞が関 1-1-4

東京高等裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 後藤眞理子さま

並びに裁判官 成川洋司，地引広，杉山正明さま

〒100-8904 東京都千代田区霞が関 1-1-1

東京高等検察庁 狭山事件担当検事 さま

その2

**基準を超える地震・「来ない」根拠なし・再稼
働認めめ判断**

**行政の裁量逸脱・司法の介入・やむを得ない
好漢・樋口英明 元福井地裁裁判長、語る。**

樋口 私が一審判決で指摘した点について具体的に反論してくれ、こんなに安全だったのかと私を納得させてくれる判決なら、逆転判決であっても歓迎します。しかし、今回の控訴審判決の内容を見ると『新規制基準に従っているから心配ない』というもので、全く中身がない。不安は募るばかりです。

狭山、袴田、今市…でも同じです。推測に推測を重ねているだけで、納得できる判決ではありません。私人になったばかりの裁判官でさえ不安なんです。司法の未来に。

ネットで「国を亡ぼすアカ新聞」と右翼から攻撃されてる、朝日新聞の8月4日のインタビュー記事をぜひご一読ください。「アカイアカイサヒハアカイ」の時代から見れば、薄いピンクなんですけどね…。巷では、同窓会で、「うちは朝日よ…」と言ったら、「ええ～っ」と言われたとも…。次はM紙？

樋口 原告住民が言っているように国内でかつて観測された最大の地震である、4022ガル(2008年・岩手・宮城)を基準として設計するとか、現在の技術で対応可能な最大の地震を想定するとか、いろいろな方法があるはずですよ。なにしろ大飯原発の700ガルというのは、私が住んでいる家に対して住宅メーカーが保証している3400ガルに比べてもはるかに小さい値なんですよ。原発は私の家より地震に弱い。

(6月18日の高槻で1540ガルを計測します。1995年・阪神淡路・1000ガル。2011・東日本・3000ガル。なんですよ！電力会社、基準を作った、地震学者のつながりがありありです。)

樋口 高校生が読んでもわかるような判決にしようと考えて書きました。
記者 「豊かな国土とそこに国民が根を下

ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」の文にも驚きました。

樋口 「これを書かせたのは、自分で言うのもなんですが『愛国心』だと思っています。判決当時、私はネット上で『左翼裁判官』などと批判されましたが、本当の保守は原発に反対すべきだと思います。

裁判所の転勤サイクルは3～4年です。原発訴訟には通常5年はかかるので、最初は判決まで書くつもりはありませんでした。一方で、大飯原発が危険なら再稼働前に止めなければ、という気持ちもありました。判決が直ちに原発を止める効力がないと知っていても、裁判所の責任分担として、危険と思っただけ早く判断を示すべきだと思います。

記者 樋口さんの後任の裁判長を含め、高浜原発の決定に対する異議審を担当した3人は、最高裁事務総局付きを経験した「エリート裁判官」。樋口さんの差し止め仮処分を取り消しました。

樋口 2人までは偶然で説明できますが、3人とも事務総局経験者というのは、何らかの示唆を受けて赴任した可能性はあると思います。若い裁判官には独立の気概を持って、と言いたい。

エリート官僚は言うに及ばず、56年間、佐野屋周辺の張り込み配置しやすい場所で、取り逃がす大失態の糊塗の為に「自白」をひきだし、それにすがり続けてきた、警察、検察、裁判所。原発も狭山も、差別的・政治的裁判以外のなにものでもない！裁判官よ、科学者よ、良識と、理性と、気概を持ってよ！

2018年8月24日記す。

【いしはら びん】

現下の状況をどう見るか？ そして、展望をどう拓くか？

事件から 55 年余、第 3 次再審請求から 12 年余が経過し、2009 年 9 月 10 日に始まった三者協議は 36 回を数え、2018 年 5 月までに 191 点の未開示証拠が開示され、202 点の新証拠が提出されてきました。そして、昨年 12 月には第 3 次再審 8 人目の裁判長として後藤眞理子裁判長が就任しました。

狭山第 3 次再審担当裁判長

- | | |
|---------|---------------|
| ①仙波 厚 | 2016. 5. 23～ |
| ②大野 市太郎 | 2016. 9. 9～ |
| ③門野 博 | 2017. 5. 23～ |
| ④岡田 雄一 | 2010. 2. 5～ |
| ⑤小川 正持 | 2011. 5. 10～ |
| ⑥河合 健司 | 2013. 3. 5～ |
| ⑦植村 稔 | 2015. 6. 29～ |
| ⑧後藤 眞理子 | 2017. 12. 22～ |

先般、同じ第 4 刑事部で審理されている「三鷹事件」の第 2 次再審では、弁護団が求めた鑑定人尋問をしないままに判断が出されることになりました。後藤裁判長は 2002 年 6 月 23 日の定年退官をにらんで「懸案」の処理に出てきているのかもしれませんが。いずれにせよ、狭山も極めて重要な局面に立ち至っていることは間違いなく、9 月中旬に予定されている第 37 回三者協議で事態が大きく動くようなこともなきにしもあらずです。

6 月 11 日、多くの人が検察の即時抗告

棄却・再審確定を確信していた「袴田事件」で、東京高裁第 8 刑事部(大島隆明裁判長)は、あろうことか再審開始決定を取り消すという真逆の決定をし、8 月 3 日、「今市事件」でも東京高裁第 5 刑事部(藤井敏明裁判長)は、荒唐無稽な無期懲役判決を行ったように、最高裁のお膝元である東京高裁は露骨な反動ぶりを示しています。

冤罪が疑われようと、誤判は認めず、確定判決を維持し、彼らがいうところの「司法の安定性」を守り抜くという並々ならぬ意思が見て取れます。もちろん狭山に対しても然りであり、これを打ち破るのは容易ではないと改めて思います。

5 ページにあるように、「解放新聞」に 7 月 16 日から 4 回にわたって「全国の仲間からの声」(私を含む 6 人)が掲載されました。どれも思いの詰まったいい原稿ですが、個人的にはイマイチの物足りなさを感じました。というのは、「出会い」や「思い」は闘いの原点ともいうべきもので、大事なことですが、今求められているのは、全国津々浦々で展開されている日々の闘いをつなぎ、東京高裁および東京高検を追い詰めるためにどうするのかということで、そのためのプランやアイデア、取り組みを提起することであり、そうした要請を満たすものとはなっていないからです。

この「特集」が引き金となって、そうした議論が興ることを期待したいと思います。

そして、5月18日に「毎日新聞」(28ページ)に、7月19日に「西日本新聞」(29ページ)に意見広告が掲載され、今また「10.31」に向けて近畿で「朝日新聞」への意見広告の取り組み(30ページ)が始まっています。そもそも意見広告がどれほどの効果があるものかは定かではありませんが、少なくとも世論喚起のための有力な手段の一つであると思います。

しかし、これらはいずれも地域が限定されており、全国に行き渡るものではありません。かねてより意見広告運動を提起してきた立場で言えば、やはり、全国紙(例えば、発行部数トップの「読売新聞」)にやってこそ、その意味があると思います。

そして、この取り組みは何よりも、そのプロセスに大きな意義があります。狭山闘争はその55年の歴史において、数えきれないほどの人々と絆を結んできました。おそらく幾百万人になるはずですが、しかし、今現在も関わっている人はその何割かで、リタイアしている人も少なからずおられると思います。狭山に関わったかつての「狭山人」(さやまびと)に改めて訴えるために、また新たな「狭山人」を獲得するために、意見広告運動は有効なツールになるはずですが。

広く、薄く、どこでも、誰でも参加できる取り組みです。これに代わる取り組みがあるのであれば、それもいいと思いますが、そうした提案・提起はありません。急いで仕事を仕損じるとも言われますが、時間はあるようでないかもしれませんが、「ああ、あの時…」となっては元も子もありません。

敵は追及をいかにかわし、逃げ切るかを虎視眈々とうかがい、ロードマップを準備していると考えても不思議ではありません。だから今、打てる手を全部打ち尽くす、それくらいの方があっていいと思います。

そして、最も基本的なことは、狭山事件が冤罪であることを一人でも多くの人に知ってもらい、関心を持ってもらい、関与・支援をしてもらうことです。そのためには、誰もが容易にそうした情報に接したり、アクセスできるようにすることが必要不可欠になります。

当たり前のことですが、これがなかなかやりきれていないのが実情です。こうして本誌を編集している私も情報を得るのに四苦八苦しているし、焼き直しのものや借り物の記事で紙面を埋めているのが実情です。もちろん、誰がどのような情報を必要としているのかは一律ではありませんから、難しい課題だとは思いますが、少なくとも、情報をストックしているところは、それを惜しみなく提供すべきでしょう。人やお金の問題もあるとは思いますが、それは知恵を働かせれば解決するはずですが。

最後に、展望について言えば、「現状」のままでは厳しいと言わざるを得ません。高裁や高検への要請行動の一覧(11~12ページ)を見ても、彼らの心胆を寒からしめるほどのものではないだろうし、5月と10月の東京での集会&デモにしてもマンネリ化を免れません。

とは言いつつ、こうした取り組みを維持しつつ、さらに上積みができるのかと問えば、これまた困難で、二進も三進もいかなくなります。その意味では、何が一番有効か、何

が現実的かを選別・選択しなければなりません。それはどこかの誰かが決めて提起するのではなく、知恵出しの場、徹底した議論の場を設定し、合意形成を図ることが必要でしょう。

時機は切迫しつつあります。逸することなく、とりかかり、総がかり体制をつくり、うねりをおこしましょう。

【ささき かんじ】



FB「狭山事件の再審を実現しよう」より
<https://www.facebook.com/sayamajiken>

狭山事件の再審を求める高裁前アピール

9月5日(水) 12時~13時 9月14日(金) 12時~13時 9時~10時

*石川一雄さん、早智子さんが来られるのは5日のみです

袴田事件の6.11不当決定に対する抗議の座り込み (毎月11日)

9月11日(火) 10月11日(木) 12月11日(火) 13時~16時

*雨天決行。台風等の場合は中止の予定 少しでも参加も大歓迎！

狭山事件の再審を求める市民集会に行こう！

10月31日(水)13時
12時半からミニコンサート
日比谷野外音楽堂

えん罪狭山事件55年

下山鑑定、福江鑑定等々の無実の証拠と
私たち市民の力で石川さんの
再審無罪を勝ちとろう！



意見広告

えん罪・狭山事件55年 無実の石川さんの再審を

「決め手の証拠」 ねつ造が明らかに

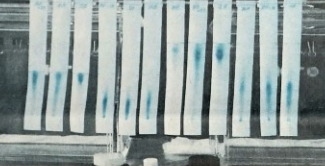
東京高裁に鑑定人尋問を求めます

狭山事件は1963年5月1日に埼玉県狭山市で起きた女子高生殺人事件です。身代金をとりに来た犯人を殺りかした警察は、被差別部落に見込み捜査を集中、無実の石川一雄さん(当時24歳)を別件逮捕し、恣意的な取り調べでつこの白をさせました。一番・死刑、二番・無期懲役判決を受けた石川一雄さんは31年7ヶ月の獄中生活の後、仮釈放され、55年たった今なお無実を訴え東京高裁に再審を求めています。

万年筆はニセモノだった

有罪判決では、石川一雄さん宅から発見された被害者のものとされる万年筆が重要な証拠とされました。しかし、成分分析の世界的な権威である下山進博士がこの万年筆のインキを分析・鑑定し、被害者のものではないことを科学的に証明しました(右写真)。

下山進博士によるインキの成分分析鑑定



筆跡は99.9%別人

写真は「被害者宅に届けられた脅迫状」と「石川さんが逮捕当日に書いた上申書」です。裁判所はこれまで取付かないこれらの筆跡を「同一」とする科学警察研究所の鑑定を「信用できる」として有罪の証拠にしてきました。東京大学の福江謙也教授はコンピューターで筆跡の比較鑑定を行いました。結果は、真犯人と石川さんとは「99.9%別人」というものでした。コンピューターはウソをつきません。

狭山事件では、有罪確定判決以来、44年間一度も証拠調べが行われていません。「石川犯人」ありきの恣意的な判断はこれ以上許されません。東京高裁は、ただちに下山・福江両鑑定人を法廷に呼び、事実を究明すべきです。



■オンライン署名を広げよう
オンライン署名で東京高裁に鑑定人尋問を求めよう！
詳しくは「狭山意見広告プロジェクトホームページ」
またはfacebook「狭山意見広告プロジェクト」を検索！

■狭山意見広告報告集会
茨城 5月20日(日) 13:00 土浦市 鶴城プラザ
大宮 5月27日(日) 13:00 東大宮 布形シシアホール
福岡 5月27日(日) 13:00 福岡市 天神チコソクビル
大ホール(「獄友」上映あり)

■映画『獄友』の自主上映会
石川一雄をはじめとするえん罪被害者らを描いたヒドクメンタリー映画『獄友』あなたも自主上映しませんか？
詳しくは、映画「獄友」公式サイトホームページを検索！



除夜の音に心に秘めて誓ひ立て 55年の今時に懸け

2018年10月1日 石川一雄 (ツアピル抜替)

冤罪 55年 狭山事件
えん罪
東京高裁前に立つ石川一雄さん

狭山意見広告運動

- 実行委員会 執行幹事(すにいち) 部長(原田純一) 専任幹事(田中伸太郎) 事務局(田中伸太郎) 広報(原田純一) 宣伝(田中伸太郎) 庶務(田中伸太郎) 雑用(田中伸太郎)
- 連絡先 @sayamajikon koku,kyaku@yahoo.co.jp
- 【東京】〒105-0003 東京都港区西新橋1-9-9 南佐久間ビル2階 むさし法律事務所内 TEL070-3127-0011
- 【西日本】〒577-0809 東大阪市永和2丁目14-11 松平妻東大阪市民会議事務所内 TEL080-9752-2122

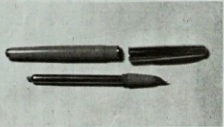
意見広告

狭山事件55年 獄中に31年7カ月 えん罪被害者の石川一雄さん(79歳)

「狭山事件」をご存じですか？
 1963年5月1日、埼玉県狭山市で起きた女子高校生誘拐・殺人事件です。身代金を取りに来た犯人を逃した警察は、被差別部落に見込み捜査を集中。そして、石川一雄さん(当時24歳)を別件逮捕し、厳しい取り調べを続けウソの自白をさせました。石川さんは、裁判で無罪を訴えましたが、一審で死刑、二審では無期懲役の判決を受け、最高裁でも上告棄却決定が下されました。逮捕から、31年7カ月の獄中生活の後、仮釈放されました。事件から55年たった今でも、無実を訴え東京高裁に再審を求めています。

証拠とされた万年筆は偽物 被害者のものではなかった

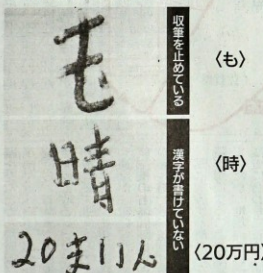
狭山事件では、「自白通り」石川さんの家から被害者の万年筆が発見されたとして有罪の証拠とされました。しかし、インクなどの色材を分析する専門家の下山進・吉備国際大学名誉教授は、発見された万年筆には被害者が使っていたジェットブルーのインクが全く入っていなかったことを、科学的な実験を行って明らかにしました。有罪の証拠とされた万年筆は被害者のものではなく、全く関係のない偽物だったのです。裁判所は、専門家が指摘する万年筆の疑問を認めて再審を開始すべきです。



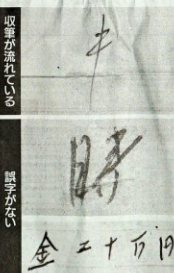
筆跡は99.9%別人 コンピューターが科学的に分析

狭山事件では、被害者宅に犯人が届けた脅迫状と石川さんの書いた上申書の筆跡が一致するとして有罪の証拠とされました。しかし、東海大学情報理工学部の福江潔也教授が、最先端のコンピューターを使って筆跡の画像を重ね合わせて相違度(筆跡のズレ量)を統計的に解析する方法で鑑定したところ、脅迫状と石川さんの上申書は99.9%別人の書いたものという科学的な結果が出ました。

1963年5月23日に石川さんが逮捕当時に書いた上申書より



1963年5月1日に犯人が被害者宅に届けた脅迫状より



弁護士が提出した筆跡鑑定より

再審を開始する二つの要件は、証拠の新規性と明白性です。二つの鑑定書は、その要件を十分に満たしています。東京高等裁判所第4刑事部は鑑定人の証人尋問を!

石川さんの訴え「再審の扉が開かれると確信」

55年後の今日まで、いまだえん罪を晴らすことができなかったけれども、この第3次再審で必ず再審の扉が開かれると確信し、自分自身のため、また何よりも長年にわたって支援し続けてくださった多くの支援者の皆さんに応えなければと、日々、自分自身に打ち込んで頑張っております。皆さんお一人お一人が石川一雄になり、真相究明のために裁判が開かれるように署名活動やさまざまに関わってくださっていることを思うと一層の闘争心が湧き、「これしきのことでへこたれないぞ」との覚悟であります。何とぞ私の固い決意をおくみいただき、最大限のお力を下さいますようお願い申し上げます。(2018年5月23日 狭山事件の再審を求める市民集会より)

日本人の差別に深く根ざす問題

「狭山事件」が日本人の差別の地盤に深く根ざす問題としてわれわれの文明全体にかかわるという、野間宏の論理づけは妥当なものを受けとめられよう。(大江健三郎著「小説の方法」(岩波書店)より)

ノーベル文学賞作家 大江 健三郎



私たちは狭山事件の一日も早い再審開始を求めます!

狭山事件の再審を求める福岡県民の会

三角 富士夫(福岡県狭山住民の会ネットワーク代表) 矢田 信浩(部落解放共闘福岡県民会議議長)
 〒812-0044 福岡市博多区千代1-29-12 福岡県解放センター内
 ☎092-651-7333

- 賛同人 会費500円
- 雨宮 処凛(作家) 石坂 啓(漫画家) 内田 博文(九州大学名誉教授) 落合 恵子(作家) 鎌田 慧(ルポライター)
 - 神田 香織(講師) 小林 節(慶應義塾大学名誉教授・弁護士) 桜井 昌司(布川事件えん罪被害者) 佐高 信(評論家)
 - 新谷 恭明(西南女学院大学教授) 菅家 利和(足利事件えん罪被害者) 中山 千夏(作家) 林 力(元九州産業大学教授)
 - 武者小路 公秀(元福岡大学副学長) 森山 浩一(福岡県立大学名誉教授) 山際 永三(映画監督)

狭山事件の再審実現を求める意見広告 のためのワンコインカンパのお願い



もっと知りたい人に



ドキュメンタリー映画／「獄友」(115分)
自分たちのことを「獄友(ごくとも)」と呼び、
獄中での野球や毎日の食事や仕事のことを懐
かしそうに語り、笑い飛ばす。そこには同じ
殺人犯という濡れ衣を着せられた「冤罪被害
者」という立場だからこそわかり合える時間
があった。全国で順次公開中。
<http://www.gokutomo-movie.com>



ウェブサイト／「えん罪 狭山事件」
部落解放同盟大阪府連合会と部落解放大阪府
民共闘会議が作成したウェブサイト。狭山事
件の最新情報と「疑惑の証拠」についてより
詳しい解説がある。
<https://sayama-jiken.jimdo.com/>

石川さんの見えない手錠を外そう!!

「狭山事件とは？」

1963年に埼玉県狭山市で女子高校生が誘拐・殺害された事件です。

40人もの警官を張り込ませたにもかかわらず身代金を取りに来た犯人を取り逃
がす大失態を演じた警察は、世間の差別意識を利用して被差別部落への見込み捜査
を行い、石川一雄さんを別件で逮捕した。(当時24歳、それから55年経ちました。)

警察はウソの約束や脅しで自白をデッチ上げ、1審は半年の裁判で死刑、2審は
無期懲役の判決でした。

石川さんは1994年に仮出獄しましたが、無実を叫び続け、事実調べと再審開始
を訴え続けています。

10月25日(木)～10月31日(水)のいずれかの日に、狭山事件の
再審実現を求める意見広告を朝日新聞大阪本社版(近畿一円)朝刊
に掲載するためのご支援をお願いいたします。

カンパ振込先(県連への持ち込みも可能です)10/31(水)締切

1口:500円

ゆうちょ銀行 支店119 普通01140-1-1772

(振り込み手数料はご負担いただきますようお願いいたします)

※カンパの集約結果は解放新聞兵庫県版に掲載いたします。

連絡先: 部落解放同盟兵庫県連合会 TEL078-222-4747

あとがきにかえて

前号(NO.34)は2017年1月発行で、2016年10月に菅野良司さんを招いて行った、「下山鑑定」の学習会の講演録を掲載しました。個人的には、この「下山鑑定」で“決まり！”だと思い、これに絞り込みました。

検察が出してきた「反論」の内容はわかりませんが、「反論になっていない」代物だということですから、植村稔裁判長に下山博士の鑑定人尋問を迫り、事実調べへの突破口にすべきだと思いました。

しかし、事態はなかなか進展せず、植村裁判長はノラリクラリと時間稼ぎに近いことを繰り返したあげく、とうとう2017年12月に異動してしまいました。臍をかむ思いをしたのは私だけではなかったと思いますが、後の祭り、後藤眞理子裁判長が新しい裁判長になったことは周知のとおりです。

9月中旬には37回目の三者協議が予定されており、後藤裁判長が何らかの「判断」なり「考え」を示す可能性もあります。

1986年8月21日に請求した第2次再審は、1999年7月8日に棄却され、要した時間は12年11カ月です。第3次再審は2006年5月23日の申し立てからすでに12年4

- | | |
|---------|-------------------|
| ☆9月5日 | 11時50分 高裁前アピール |
| ☆9月10日 | 「獄友」新潟上映会（長岡） |
| ☆9月20日 | 全国狭山活動者会議（13時30分） |
| ☆9月23日 | 41回全国人権保育研究集会（大宮） |
| ☆9月29日 | 長野県民狭山集会（上田市） |
| ☆10月4日 | 荒川狭山集会 |
| ☆10月6日 | 部落解放新潟県研究集会（柏崎市） |
| ☆10月16日 | 三重県での集会 |
| ☆10月23日 | 練馬狭山集会 |
| ☆10月26日 | 大宮「獄友」上映会 |
| ☆10月31日 | 狭山市民集会 |
| ☆11月4日 | 浜松：袴田集会 |
| ☆11月8日 | 埼玉県研究集会（加須市） |
| ☆11月15日 | 埼玉同和センター研修会（大宮） |
| ☆11月27日 | 全研（～29日岡山） |
| ☆12月2日 | 鳥取「獄友」上映会 |

カ月になります。

時間で決まるものではありませんが、いつ判断があってもおかしくはない時期にきていることは間違いありません。後藤裁判長の定年退官日(2020年6月23日)をにらんだ動きが加速すると思われます。

問題は、誤りなき判断を引き出すために、積み重ねてきた敗北の歴史にピリオドを打ち、再審開始へと歩を進めるためにどうするのかということです。

今号は、そうした問題意識で編集したつもりです。しかし、第3次再審をめぐる現状と取り組みについての生の情報がなく、隔靴搔痒の感は否めませんが、それでも…です。

30ページの「意見広告」のチラシは兵庫県連のものですが、取り組みは近畿ブロックで行うと聞いています。まもなく、関係府県連等からのお知らせがあると思います。とりあえずは、これを成功させましょう。

さて、豊中では5月と10月の市民アピール・デモを継続すると共に、この度は「獄友」上映会を企画しました。観ていない方はもちろん、観た方もぜひお越しください。

次号は、機を逸することのないよう、準備したいと思います。感想・意見・情報・提言などありましたらお寄せください。

お礼

前号に振込用紙をいれさせていただきましたが、沢山の方から多額のカンパを頂戴しました。総額118,876円です。この場を借りて心よりお礼を申し上げます。一部を本誌の印刷費・郵送費等にあてさせていただきました。

※ここに行けば、石川さん夫妻に会えます(左の予定表)。

豊中
上映会

やっていけないのに、殺人犯。
人生のほとんどを
獄中で過ごした男たち。
彼らと言う
「不運だったけど、不幸ではない」。

冤罪青春グラフィティ



『SAYAMA みえない手錠をはずすまで』
『袴田巖 夢の間の世の中』に続く
シリーズ第3弾！

監督 金 聖雄

撮影 池田俊巳 渡辺勝重
音楽 谷川賢作
プロデューサー 陣内直行
製作・配給 Kimoon Film

獄友

ごくとも

ドキュメンタリー映画
2018年 115分



会場 豊中人権まちづくりセンター4階 ｷｰﾙ ☎06-6841-1313 ｶｰﾊﾟ 千円(高校生以下無料)

とき ①9月19日(水)18:00~21:00 ※金 聖雄(監督)のトークあり

②9月22日(土)13:30~15:30

主催 狭山事件の再審を求める豊中市民共闘会議 ☎06-6841-5300 ※駐車場はありません

